

From たんぽぽ舎
To kumamoto84@yahoo.co.jp
日時 2025/07/03 木曜日 20:47

たんぽぽ舎です。【TMM:No5223】地震と原発事故情報- 4つの情報をお知らせします

たんぽぽ舎です。【TMM:No5223】
2025年7月3日(木)地震と原発事故情報-
4つの情報をお知らせします
転載・転送歓迎
(転載される方はご一報いただくと幸いです)

-
- ★ 1. 埋立免許に基づき他の水面使用を排除することはできない
埋立工事は使用許可に基づく許可使用だから自由使用を排除できない
自由漁業は財産権、さらには「公共用物使用权(慣習法上の物権)」に
成熟していく
中国電力は祝島漁民の自由漁業を排除できない
連載「権利に基づく闘い」その4 4
熊本一規(明治学院大学名誉教授)
 - ★ 2. 日本原電本店抗議(84回)と東京電力本店合同抗議(142回)
東海第二原発を廃炉にせよ!・来年秋の再稼働を阻止しよう、
柏崎刈羽原発を再稼働するな! 7/2(水)2つの抗議行動の速報
小山芳樹(たんぽぽ舎)
 - ★ 3. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)
◆7/9井戸川克隆氏「原発事故から見てきた破滅への片道切符」
オンライン公開研究会
主催:日本建築学会原発長期災害復興再生のあり方特別研究委員会
 - ★ 4. 新聞・配信より3つ
◆柏崎刈羽原発巡る再稼働条件7項目、東京電力に対応状況を
再確認へ...柏崎市長が表明、6号機先行方針受け
(7月3日「新潟日報デジタルプラス」より)
◆柏崎刈羽原発、8月まで首長懇談 新潟県知事、再稼働の判断材料
(7月3日16時42分「共同通信」より)
◆外国籍学生の排除
排外主義は結局わが身を滅ぼす
前川喜平(現代教育行政研究会代表)
(6月29日「東京新聞」朝刊23面「本音のコラム」より)

※事故情報編集部より皆様にお知らせです。

たんぽぽ舎で使用しているパソコンを更新(老朽化対策)しました。
そのため、25年使い続けたメールソフトが使用できなくなりました(生産停止)。
今は、慣れないメールソフトで悪戦苦闘しております。
受信したメールマガジンに不具合などがありましたら、
ご一報いただくと幸いです。

※ 7月5日(土)とめよう！東海第二原発

「福島第一原発事故前と現在の世界」(もう一度振り返ってみたい)

村上達也氏・前東海村村長 講演会

日 時：7月5日(土)14時より16時30分 開場13時30分

会 場：[足立区シアター1010](「北千住」駅西口丸井の10F)

主 催：とめよう！東海第二原発 東京東部グループ

連絡先：たんぽぽ舎 TEL 03-3238-9035 柳田 090-6029-5511

参加費：500円 定員 50名(先着順)

講演終了後、「北千住」駅前で、短時間のスタンディング実施予定

☆8/23(土)東海村の茨城大集会参加と東海村核施設見学バスツアー

2台で行きます。こちらにもご参加を！ 参加費：1人5000円

※ 7月12日(土)山崎ゼミ「東電の闇」その2

柏崎刈羽原発の再稼働を中心に、株主代表訴訟、株主総会、等々最新情報

お 話：山崎久隆さん(たんぽぽ舎共同代表)

日 時：7月12日(土)14時より17時 開場13時30分

会 場：たんぽぽ舎セミナー室 参加費：900円(資料代含む)

予約の必要はありません。

※ 7月14日(月)「令和の米騒動」 新ちよぼゼミ

お 話：田中一郎氏(ちよぼちよぼ市民のゼミナール)

日 時：7月14日(月)18時より20時30分 開場17時30分

会 場：たんぽぽ舎セミナー室 参加費：900円(資料代含む)

予約方法：たんぽぽ舎あてに電話03-3238-9035、又はメール

tanpopo3238@yahoo.co.jp で氏名と電話番号をお知らせ下さい。

受付番号をお伝えします。



■ 1. 埋立免許に基づき他の水面使用を排除することはできない

| 埋立工事は使用許可に基づく許可使用だから自由使用を排除できない

| 自由漁業は財産権、さらには「公共用物使用权(慣習法上の物権)」に

| 成熟していく

| 中国電力は祝島漁民の自由漁業を排除できない

| 連載「権利に基づく闘い」その44

—— 熊本一規(明治学院大学名誉教授)

これまで4回にわたって、埋立免許と自由漁業との関係について説明してきました。

連載その40(2025.3.17TMMNo.5166)では、埋立免許を取得しても埋立施行区域を排他的に使用することにはならないことを説明しました。もしも排他的に使用できるようになれば、埋立施行区域は「公共用水面」でなくなってしまい、公有水面埋立法が適用不能になるからです。そうなれば、そもそもの埋立の目的であった埋立地所有権の取得が不可能になってしまいますから、そうなるはずがありません。

連載その41(2025.5.10TMMNo.5195)では、公共用物の使用には自由使用・許可使用・特別使用の三種がありますが、「埋立」は三種の使用のいずれでもなく、公共用水面自体を潰す行為ですから、「埋立」の許可はできないこと、及び、埋立工事の最初に必要な護岸建設は公物管理法に基づく「工作物新築の許可」に拠らなければならないことを説明しました。

連載その42（2025.5.23TMMNo.5202）では、河川区域での埋立には、河川法(河川区域における公物管理法)に基づく許可が必要である旨の通達が存在すること、他方、海域(港湾区域等)における埋立事業では、港湾法(港湾区域における公物管理法)等に基づく許可が出されたとみなされる旨規定されていることを説明しました。

連載その43（2025.6.6TMMNo.5208）では、漁業の場合にも漁業を営むには漁業免許に加えて「公物管理法に基づく許可が必要」との通達があり、埋立免許と公物管理法の関係は漁業免許と公物管理法の関係と同じであることを説明しました。

以上のことから、次のイ、ロの結論が得られます。

イ、埋立免許に基づき他の水面使用を排除することはできない

ロ、埋立工事は使用許可に基づく許可使用だから自由使用を排除できない

他方、自由漁業は、開始された当初は「利益」に過ぎませんが、長年営まれ続ければ「財産権」に成熟します。(注1)財産権を権利者の同意なく侵害すれば、憲法29条違反になります。

そのうえ、さらに自由漁業が成熟すれば「公共用物使用权」になります。(注2)

祝島漁民の自由漁業は「公共用物使用权」に成熟していますが、仮にそこまで成熟していないとしても、上記イ、ロに基づき、中電が祝島漁民の自由漁業を排除して埋立工事を為し得ないことは明らかです。

注1 「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」2条5項に規定されている。

注2 公共用物の使用が慣習に基づき公共用物使用权として成立するためには、その利用が多年の慣習により特定人、特定の住民又は団体など、ある限られた範囲の人々の間に特別な利益として成立し、かつ、その利用が長期にわたって継続して平穏かつ公然と行なわれ、一般に正当な使用として社会的に承認されるに至ったものでなければならぬとされ、公共用物使用权は、「慣習法上の物権」とされています(原龍之助『公物営造物法[新版]』282-283頁)。

付記1：連載その40～その43は一つのPDFファイルにして、筆者のホームページ <http://kumamoto84.net> に掲載しました。

付記2：連載の要旨をまとめた陳述書については、TMMNo.5209を参照。

付記3：連載の見解を詳しく展開した『埋立と漁業の法律問題』（日本評論社）が7月2日に出版されました。

□ ■ 2. 日本原電本店抗議(84回)と東京電力本店合同抗議(142回)

| 東海第二原発を廃炉にせよ！・来年秋の再稼働を阻止しよう、
| 柏崎刈羽原発を再稼働するな！7/2(水)2つの抗議行動の速報
└── 小山芳樹（たんぼぼ舎）

昨日7月2日(水)、2つの抗議行動が実施されました。

◎ 一つ目は、17時から18時まで、第84回日本原電本店抗議行動。

秋葉原駅近くの原電本店前で開催。

57名の参加、カンパは10,000円。A4で4頁の資料を配布。主催は「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」。司会は、志田文広(首都圏連絡会世話人)さん。

主催者スピーチは、柳田 真さん(首都圏連絡会)。

脱原発スピーチは、若井正幸さん(エナガの会)。

参加者スピーチは、中井はるみさん

(忘れまい！311反戦・反核の会/千葉)。

原電本店へ、「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」からの申し入れ書を漆原牧久さん(首都圏連絡会)が読み上げて原電本店社員へ手交。要請